

## 議案第124号

### 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新座市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当） 第9条 [略] 2 期末手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3・4 [略]</p>	<p>（期末手当） 第9条 [略] 2 期末手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3・4 [略]</p>

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年12月14日提出

新座市長 並 木 傑

#### 提 案 理 由

会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。